

秋田県図書館協会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、秋田県図書館協会（以下「本会」という。）と称し、事務所を会長所属の図書館内に置く。

(目的)

第2条 本会は、図書館法の精神に基づいて図書館の健全な発達を図り、県民の生涯学習と地方文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) 図書館相互間及び関係諸団体との連絡提携
- (2) 図書館の施設経営及び図書に関する調査研究
- (3) 図書館活動に関する研修会、講演会、展覧会等の開催並びに後援及びその奨励
- (4) 図書館に功労のあった個人並びに団体の顕彰
- (5) 会報等の発行
- (6) その他必要と認める事業

(組織)

第4条 本会は次の会員をもって組織する。

(1) 団体会員=県内の公共図書館（類似する施設を含む）、公民館図書室（類似する施設を含む）、学校図書館及び公共図書館協議会

(2) 賛助会員=本会の趣旨に賛同する個人又は団体

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長1名、理事6名、監事2名

(役員の選出等)

第6条 役員は、団体会員の中から、総会で選出する。

2 本会に幹事若干名を置くものとし、会長がこれを委嘱する。

(役員等の任務)

第7条 役員は、役員会を組織し、次の会務を行う。

- (1) 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、会務について審議する。
- (4) 監事は、会計を監査する。

2 幹事は、会務の執行に当たる。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総 会)

第9条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年1回会長が招集する。

3 臨時総会は、役員会が決議したとき、又は監事が要求したとき、これを招集する。

4 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 事業計画及び予算

(2) 事業報告及び決算

(3) 協会活動に関する重要事項

(4) その他必要な事項

(役員会)

第10条 役員会は、隨時会長がこれを招集する。

2 役員会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に提出する議案

(2) 総会で委任された事項

(3) その他必要な事項

3 議長は、会長がこれを務める。

(議 決)

第11条 会議の事項は、すべて出席会員の過半数を以って決し、可否同数の場合は議長が決める。

(顧 問)

第12条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会に諮り、会長がこれを委嘱する。

3 顧問は、重要な会務について会長の諮問に応ずる。

(部 会)

第13条 本会に部会を置くことができる。部会の規約については役員会の承認を得て別に定める。

(経 費)

第14条 本会の経費は、負担金・会費並びに寄付金等をもってあてるものとし、負担金及び会費の額は次のとおりとする。

(1) 団体負担金

別表(1)のとおりとする

(2) 賛助会費 年額 2,000 円

2 負担金及び会費は、毎年7月末日までに納入する。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第16条 本会則の変更は役員会で協議し、総会の承認を得て決定する。

別表(1) 第14条に定める団体負担金の額は次のとおりとする。

- | | |
|------------------------------------------------------------------------|-------------|
| (1) 県立図書館 | 年額 20,000 円 |
| (2) 市町村図書館（類似施設を含む。以下「図書館」という。）及び公民館図書室（類似施設を含む。以下「公民館」という。） | |
| ①図書館の有る自治体は、人口割と定額の合計額とする。 | |
| 人口割　管内人口に 0.05 円を乗じた額（1,000 円未満切り捨て） | |
| 定額　図書館数に 5,000 円を乗じた額と公民館数に 3,000 円を乗じた額の合計額
但し、図書館の分館は 3,000 円とする。 | |
| ②図書館の無い自治体は定額とする。 | |
| 定額　公民館数に 3,000 円を乗じた額 | |
| (3) (2) の団体負担金の算定にあたっての基準は次のとおりとする。 | |
| 1 算定となる管内人口は、負担する年度の前年度 10 月 1 日現在の人口とする。 | |
| 2 図書館の有無等については、負担する年度の状況で積算する。 | |
| 3 公民館は、秋田県図書館協会加入の公民館とする。 | |
| 4 負担金の積算は自治体単位とする。 | |
| (4) (1) 、 (2)以外　　その都度協議する。 | |

付 則

1 本会則は昭和 26 年 5 月 4 日から施行する。

2 会則の一部改正

昭和 51 年 4 月 26 日

昭和 53 年 5 月 1 日

昭和 54 年 5 月 8 日

昭和 56 年 5 月 12 日

昭和 58 年 5 月 10 日

昭和 59 年 5 月 21 日

平成 2 年 5 月 28 日

平成 9 年 5 月 15 日

平成 16 年 5 月 28 日

平成 17 年 5 月 27 日

平成 18 年 7 月 12 日

平成 19 年 6 月 5 日

平成 28 年 2 月 19 日

令和 2 年 5 月 29 日

令和 5 年 5 月 23 日